

「国際旅客船拠点形成港湾」として指定する港湾

船社名 \ 港湾名 (港湾管理者)	横浜港 (横浜市)	清水港 (静岡県)	佐世保港 (佐世保市)	八代港 (熊本県)	本部港 (沖縄県)	平良港 (宮古島市)	鹿児島港 (鹿児島市)	下関港 (下関市)	那覇港 (那覇港管理組合)
カーニバル・ コーポレーション&plc	○		○			○			
ロイヤル・カリビアン・クルーズ*				○			○		○
ゲンティン香港		○			○				
郵船クルーズ	○								
MSCクルーズ*								○	○



下関港、那覇港：平成31年4月22日指定予定

- ※ カーニバル・コーポレーション&plc: 世界シェアの約4割を担うクルーズ会社グループ。傘下に、コスタ・クルーズ社、プリンセス・クルーズ社などクルーズ・ブランドを有している。
- ※ ロイヤル・カリビアン・クルーズ: オアシス・オブ・ザ・シーズなど世界最大のクルーズ船を有するクルーズ会社。
- ※ ゲンティン香港: 傘下に、スター・クルーズ社、ドリーム・クルーズ社などのブランドを保有するアジア最大のクルーズ会社。
- ※ 郵船クルーズ: 飛鳥IIを所有する邦船社。
- ※ MSCクルーズ: ヨーロッパ市場において大きなシェアを持つクルーズ会社。近年、アジア地域にも積極的に進出をしている。親会社はスイスにあり、世界第2位のコンテナ海運会社。

港湾法の一部を改正する法律(平成29年7月8日施行)の概要

外航クルーズ船の受入拠点の形成の推進

- クルーズ旅客の受入環境整備に関する事項を「港湾法の基本方針」等に位置づけ（7月8日施行）

① 受入拠点の形成を図る港湾を国が指定

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点の形成を図る港湾を国土交通大臣が指定

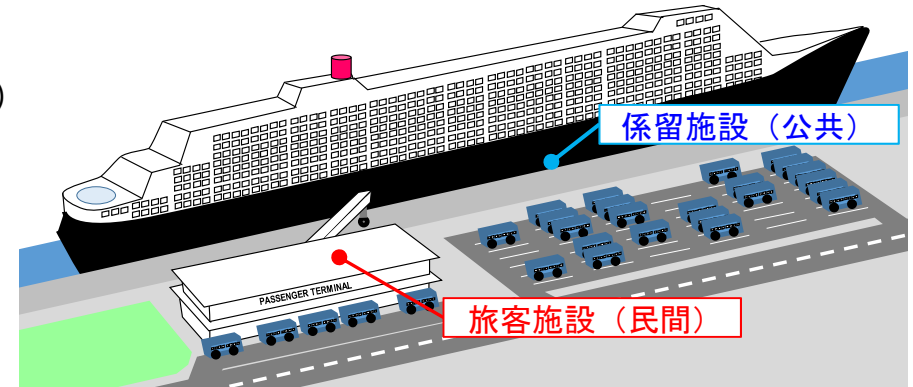
② 港湾管理者が受入拠点の形成のための計画を作成

官民の連携により外航クルーズ船の受入拠点を形成するための計画を港湾管理者が作成。同計画に基づく工事の許可等の特例

③ 港湾管理者が民間事業者と協定を締結

港湾管理者と施設所有者である民間事業者が、係留施設の優先的な使用、旅客施設の一般公衆への供用等に関する協定を締結

<官民の連携による拠点形成のイメージ>



<係留施設の優先的な使用のイメージ>

係留施設を優先的に使用するA社による予約例

月	火	水	木	金	土	日
	A社		A社		A社	



A社の予約完了後、その他の社が予約

月	火	水	木	金	土	日
B社	A社	C社	A社		A社	